

電子計算組織運用管理規程

制定 平成24年12月20日

改正 平成25年 6月20日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人平塚市まちづくり財団（以下「財団」という。）の電子計算組織において情報の適正な保存・保管及び的確な管理を行い、もって個人情報を含むすべての情報を適切に取り扱うため、電子計算組織による情報の取得、利用、管理及び保存・保管に関する組織体制並びに職員等の遵守すべき行為、判断等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 理事、監事及び職員（嘱託職員及び臨時職員を含む。）をいう。
- (2) 電子計算組織 電子計算機、電子計算機による電子的方法、磁気的方法等により情報を記録する装置（以下「媒体」という。）及びソフトウェア並びに電子計算機によるネットワークシステムをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、財団に従事するすべての職員等に適用する。

(情報統括管理責任者)

第4条 財団に情報統括管理責任者を置き、常務理事がこの任に当たる。

- 2 情報統括管理責任者は、この規程による電子計算組織における情報の適正な保存・保管及び的確な管理に対する責任を果たす上で必要な事項に関する決定権を有する。
- 3 情報統括管理責任者は、電子計算組織による情報の適正な保存・保管及び的確な管理に関する規程等の策定並びに実施状況の確認等必要な取組みを行うことができる。

(情報システム管理者)

第5条 財団に、電子計算組織における情報の適正な保存・保管及び的確な管理に関する取組みを推進し、関連する規程等の遵守を常に監視する責務を有する者として、情報システム管理者を置く。

- 2 情報システム管理者は、情報統括管理責任者が任命する。
- 3 情報システム管理者は、次の業務を統括するものとする。
 - (1) インターネットアクセスの管理
 - (2) インターネットサーバに係るシステムの管理
 - (3) 内部サーバ運用の管理
 - (4) 媒体の管理
 - (5) ネットワークの設計、構築、接続及び運用セキュリティの管理
 - (6) 電子メール等利用の管理

(法令の遵守)

第6条 職員等は、職務の遂行において使用する情報を保護するために収集した外部情報を、文書及び図画に利用する際は、他者の権利を侵害しないよう、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 著作権法（昭和45年5月6日法律48号）に定めるところにより、著作権者の承諾を得るか、又は、引用の形態をとって、著作権を侵害しないようにしなければならない。
- (2) 他人のユーザーID、パスワード等を使用し、不正入力を行い、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律128号）に抵触してはならない。
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律57号）に定めるところにより、個人情報を利用することでプライバシーを侵害してはならない。
- (4) 財団以外の者の知的財産であるノウハウ又は情報を財団の事業活動に利用する場合にあつ

ては、不正競争防止法（平成5年5月19日法律第47号）に抵触してはならない。

(5) その他他者の権利に関する法令等に違反して他者の情報を利用してはならない。

(規程等の遵守)

第7条 職員等は、電子計算組織の有効、かつ、適切な使用を図るため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この規程及び別に定める情報セキュリティ管理細則を遵守すること。

(2) 情報システム管理者の指導及び監督に従うこと。

(3) 情報元が明らかで、正確、かつ、安全な情報以外は、利用しないこと。

(識別名の設置と登録)

第8条 情報システム管理者は、職員等ごとに識別名を設定し、電子計算組織に登録するものとする。

(識別名の削除)

第9条 情報システム管理者は、前条の規定により登録された職員等が退職等により電子計算組織を利用する業務を行わなくなった場合には、直ちに、当該職員等の識別名を電子計算組織の登録から削除するものとする。

(管理台帳)

第10条 情報システム管理者は、財団の電子計算機及び媒体（以下「電子計算機等」という。）について、次の各号に掲げる事項を電子計算組織管理台帳に記録し、適切に管理しなければならない。

(1) 電子計算機等の製造会社名、機種名、製造番号、購入先、購入年月日（リース契約の場合は、リース先、リースを受けた年月日）

(2) 貸与している職員等の氏名、所属、貸与年月日

(3) 電子計算組織の構成

(4) ソフトウェアの名称、購入先、購入年月日

(5) ソフトウェアを貸与している職員等の氏名、所属、貸与年月日

2 情報システム管理者は、前項の記録事項に変更があった場合は、速やかに、記録内容を変更しなければならない。

(電子計算機等の使用制限等)

第11条 職員等は、財団から貸与されている電子計算機等以外の電子計算機等を情報システム管理者の許可なく業務に使用してはならない。

2 職員等は、財団から貸与されている電子計算機等を利用権限の有しない者に使用させてはならない。

3 職員等は、電子計算機等を粗略に取り扱い、破損、紛失又は盗難等を生じさせてはならない。

4 職員等は、情報システム管理者の許可なく、財団から貸与されている電子計算機等を事務所等の外へ持ち出してはならない。

5 職員等は、業務に関りのない電子メール等を送受信してはならない。

6 職員等は、電子計算機等を私用又は不正に使用してはならない。

(情報の取得)

第12条 職員等は、業務以外の目的で電子計算組織にアクセスしてはならない。

2 業務上の目的でインターネット等を利用して外部情報を取得する場合は、閲覧のみとし、ダウンロードは、原則として行わない。ただし、業務上不可欠なときは、情報システム管理者と協議し、当該情報に対しての十分なセキュリティを確認した上で、ダウンロードを行うことができる。

3 職員等は、不正な手段を用いて第三者の情報を取得してはならない。

4 職員等は、財団のソフトウェアを無断で複製してはならない。

(情報の保存・保管)

第13条 情報システム管理者は、文書取扱い細則（平成22年3月31日制定）に基づき、情報の

保存・保管期間を定めて、活用するときにはすぐ取り出せるように、保存・保管場所を明確にしたうえで適切な管理を行うものとする。

- 2 情報システム管理者は、保存・保管期間が過ぎた情報は、速やかに廃棄するものとする。
- 3 職員等は、原則として、情報を電子計算機内部のハードディスク等に保存・保管せず、情報システム管理者が指定する媒体に保存・保管するものとする。
- 4 職員等は、情報システム管理者が指定する媒体以外の媒体に情報を保存・保管してはならない。ただし、業務上やむをえない場合は、情報システム管理者に報告を行った上で、職員等各自が責任を持って保存・保管するものとする。
- 5 職員等は、業務以外の目的で、情報を外部へ持ち出してはしてはならない。

(秘密保持義務)

第14条 職員等は、業務上知り得た機密情報を、アクセス権限外の他の職員等又は第三者に漏えいしてはならない。

- 2 職員等は、業務上知り得た情報を、財団の業務以外に利用してはならない。
- 3 職員等は、退職等により業務を離れる場合は、当該職員等が利用、保存・保管していたすべての情報及びその媒体を、財団に返却しなければならない。
- 4 職員等は、退職等後も業務上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

(廃棄)

第15条 職員等は、情報を保存・保管していた媒体を廃棄する場合は、シュレッダー、媒体の破壊又は焼却処理などの方法を取り、情報が漏えいしないようにしなければならない。

- 2 職員等は、廃棄を外部業者に委託する場合は、信頼のおける業者を選択し、当該廃棄の方法についてあらかじめ契約書の中で取り決めるものとする。

(閲覧)

第16条 情報システム管理者は、財団が職員等に貸し出している電子計算機等を点検し、電子計算機等に蓄積されている情報を閲覧することができる。

(拒否等の禁止)

第17条 職員等は、情報システム管理者が行う前条の閲覧を拒否し、又は妨害してはならない。

(トラブル発生時の対応)

第18条 職員等は、次の各号に掲げる事項が発生し、又は、発生の可能性を知った場合は、速やかに、情報システム管理者に報告しなければならない。

- (1) 電子計算機等が正常に作動しないとき。
- (2) 情報が改ざん又は抹消されたとき。
- (3) 他の職員等が電子計算機等を私用で使用していることを知ったとき。
- (4) 他の職員等及び第三者が不正に電子計算組織にアクセスしていることを知ったとき。
- (5) 他の職員等が電子計算組織を勝手に変更していることを知ったとき。
- (6) 他の職員等が財団のソフトウェアを無断で複製していることを知ったとき。
- (7) 心当たりのない者から電子メール等が着信していることを見つけたとき。

- 2 前項の報告を受けた情報システム管理者は、速やかに、情報統括管理責任者に報告しなければならない。

(教育等)

第19条 情報システム管理者は、職員等に対して、適正に情報を管理するため、電子計算組織についての教育及び普及に努めなければならない。

(業務を請負等する者の責務)

第20条 財団業務を請負等する者（以下「請負等する者」という。）は、財団から貸与している電子計算機等の使用及び当該者が管理する電子計算機等の使用にかかわらず、電子計算組織の適正な

管理に関して必要な事項を定めた規程等を整備し、適正に運用するよう務めるものとする。

2 請負等する者には、第11条の規定を準用して適用する。この場合において、同条中「情報システム管理者」とあるのは、「当該請負等する者が当該請負等について財団に届け出た現場代理人」とする。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第22条 この規程で定めるもののほか、電子計算組織による情報の取得、利用、管理及び保存・保管に関する組織体制並びに職員等の遵守すべき行為、判断等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。